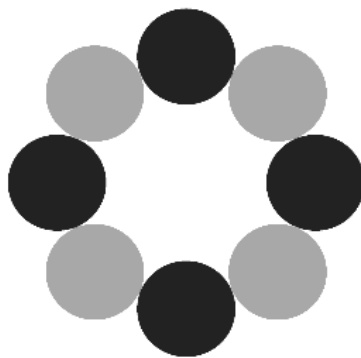


令和6年南砺市議会定例会  
令和6年4月会議  
議案書



南砺市

# 令和6年4月会議提出案件

## 目 次

### 予算関係

議案第	53号	令和6年度南砺市一般会計補正予算（第1号）……………	3
議案第	54号	令和6年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	13

### その他

承認第	1号	専決処分の承認を求めることについて……………	17
		・専決第3号 南砺市税条例の一部改正について……………	18
報告第	2号	専決処分の報告について……………	31

議案第53号

令和6年度南砺市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度南砺市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,498千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,829,498千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月3日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		2,891,410	2,000	2,893,410
	2 国庫補助金	1,291,932	2,000	1,293,932
17 県支出金		1,932,284	4,000	1,936,284
	2 県補助金	1,070,614	4,000	1,074,614
20 繰入金		3,754,846	73,498	3,828,344
	1 繰入金	3,754,846	73,498	3,828,344
歳入合計		34,750,000	79,498	34,829,498

# 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,701,583	2,600	3,704,183
	1 総務管理費	3,210,408	2,600	3,213,008
3 民生費		9,346,749	3,267	9,350,016
	1 社会福祉費	5,827,415	3,267	5,830,682
7 商工費		2,268,834	2,173	2,271,007
	1 商工費	2,268,834	2,173	2,271,007
8 土木費		4,496,230	11,520	4,507,750
	5 住宅費	84,987	11,520	96,507
10 教育費		3,227,431	6,823	3,234,254
	2 小学校費	818,392	3,102	821,494
	3 中学校費	494,392	3,300	497,692
	4 社会教育費	1,052,940	421	1,053,361
11 災害復旧費		467,934	53,115	521,049
	1 農林水産業施設災害復旧費	50,500	49,673	100,173
	2 土木施設災害復旧費	417,434	3,442	420,876
歳 出 合 計		34,750,000	79,498	34,829,498

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	2,891,410	2,000	2,893,410
17 県支出金	1,932,284	4,000	1,936,284
20 繰入金	3,754,846	73,498	3,828,344
歳入合計	34,750,000	79,498	34,829,498

# 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,701,583	2,600	3,704,183				2,600
3 民生費	9,346,749	3,267	9,350,016				3,267
7 商工費	2,268,834	2,173	2,271,007				2,173
8 土木費	4,496,230	11,520	4,507,750	6,000			5,520
10 教育費	3,227,431	6,823	3,234,254				6,823
11 災害復旧費	467,934	53,115	521,049				53,115
歳 出 合 計	34,750,000	79,498	34,829,498	6,000			73,498

## 2. 歳入

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 土木費国庫補助金	801,229	2,000	803,229	3 住宅費補助金	2,000	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画） 2,000
計	1,291,932	2,000	1,293,932			

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

6 土木費県補助金	5,506	4,000	9,506	3 住宅費補助金	4,000	木造住宅耐震改修支援事業費補助金 4,000
計	1,070,614	4,000	1,074,614			

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	3,742,306	73,498	3,815,804	1 財政調整基金繰入金	73,498	財政調整基金繰入金 73,498
計	3,754,846	73,498	3,828,344			



### 3. 歳出

#### 第 2 款 総務費

#### 第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
6 財産管理費	266,928	2,600	269,528	14 工事請負費	2,600	1 財産管理費	2,600				2,600	補正前額 / 補正額 / 補正後額 221,275 / 2,600 / 223,875 令和 6 年能登半島地震 ・旧井波第二保育園敷地法面復旧工事 2,600
計	3,210,408	2,600	3,213,008				2,600				2,600	

#### 第 3 款 民生費

#### 第 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,151,379	3,267	1,154,646	14 工事請負費	3,267	4 社会福祉施設 運営費	3,267				3,267	補正前額 / 補正額 / 補正後額 145,967 / 3,267 / 149,234 令和 6 年能登半島地震 ・いなみ交流館ラフォーレ非常用放送 設備修繕工事 2,310 ・くろば温泉露天風呂修繕工事 957
計	5,827,415	3,267	5,830,682				3,267				3,267	

#### 第 7 款 商工費

#### 第 1 項 商工費

5 商工観光施設維持費	550,972	2,173	553,145	10 需用費 14 工事請負費	831 1,342	19 道の駅福光「 なんと一福茶 屋」管理費	429				429	補正前額 / 補正額 / 補正後額 7,827 / 429 / 8,256 令和 6 年能登半島地震 ・屋根瓦修繕料 429
----------------	---------	-------	---------	--------------------------	--------------	---------------------------------	-----	--	--	--	-----	---

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
( 5 商工観光 施設維持費)						38 温泉施設維持 費	1,342				1,342	補正前額 / 補正額 / 補正後額 74,874 / 1,342 / 76,216 令和 6 年能登半島地震 桜ヶ池クアガーデン内壁修繕工事 1,342
						39 ささら館管理 費	402				402	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,566 / 402 / 8,968 令和 6 年能登半島地震 ・大広間照明設備修繕料 402
						計	2,173				2,173	
計	2,268,834	2,173	2,271,007				2,173				2,173	

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

1 住宅管理費	44,524	11,520	56,044	14 工事請負費	3,520	1 住宅管理費	3,520				3,520	補正前額 / 補正額 / 補正後額 41,124 / 3,520 / 44,644 令和 6 年能登半島地震 ・再開発ビル住宅汚水管修繕工事 3,520	
				18 負担金補助及び 交付金	8,000	2 住宅支援事業 費	8,000	(国) 2,000 (県) 4,000				2,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,400 / 8,000 / 11,400 令和 6 年能登半島地震 ・木造住宅耐震改修支援事業補助金 8,000
				計	11,520	6,000				5,520			

## 第 8 款 土木費

## 第 5 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	84,987	11,520	96,507				11,520	6,000			5,520	

## 第 10 款 教育費

## 第 2 項 小学校費

1 小学校管理費	271,706	3,102	274,808	10 需用費 14 工事請負費	338  2,764	2 小学校管理費	3,102				3,102	補正前額 / 補正額 / 補正後額 241,997 / 3,102 / 245,099 令和 6 年能登半島地震 福光東部小学校 ・プール水洗場修繕料 338 ・体育館排煙窓修繕工事 1,122 ・玄関タイル修繕工事 528 上平小学校業務用給湯器修繕工事 1,114
計	818,392	3,102	821,494				3,102				3,102	

## 第 10 款 教育費

## 第 3 項 中学校費

1 中学校管理費	208,252	3,300	211,552	14 工事請負費	3,300	2 中学校管理費	3,300				3,300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 163,449 / 3,300 / 166,749 令和 6 年能登半島地震 福光中学校空調室外機修繕工事 3,300
計	494,392	3,300	497,692				3,300				3,300	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
8 美術館費	151,934	421	152,355	10 需用費	421	3 棟方志功記念館費	421				421	補正前額 / 補正額 / 補正後額 11,704 / 421 / 12,125 令和 6 年能登半島地震 ・展示ケース修繕料 290 ・資料館天井修繕料 131
計	1,052,940	421	1,053,361				421				421	

第 11 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産業施設災害復旧費

1 農業用施設等災害復旧費	24,500	49,673	74,173	12 委託料	49,673	2 農業用施設等災害復旧費（単独）	49,673				49,673	補正前額 / 補正額 / 補正後額 4,500 / 49,673 / 54,173 令和 6 年能登半島地震 ・農業用施設等災害測量設計業務委託料 36,000 ・砂子谷地内地形測量業務委託料 13,673
計	50,500	49,673	100,173				49,673				49,673	

第 11 款 災害復旧費

第 2 項 土木施設災害復旧費

1 道路河川災害復旧費	417,434	3,442	420,876	14 工事請負費	3,442	2 道路河川災害復旧費（単独）	3,442				3,442	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13,800 / 3,442 / 17,242 令和 6 年能登半島地震 ・土山地内崩土等除去工事 3,442
計	417,434	3,442	420,876				3,442				3,442	

議案第54号

令和6年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（4）建設改良事業	208,024千円	21,630千円	229,654千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第2款 農業集落排水事業費用	530,447千円	968千円	531,415千円
第1項 営業費用	504,614千円	968千円	505,582千円
支出合計	2,658,098千円	968千円	2,659,066千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,197,180千円」を「不足する額1,197,183千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業資本的収入	718,361千円	21,627千円	739,988千円
第1項 企業債	453,500千円	7,200千円	460,700千円
第4項 補助金	33,000千円	14,427千円	47,427千円
収入合計	824,932千円	21,627千円	846,559千円

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業資本的支出	1,653,253千円	21,630千円	1,674,883千円
第1項 建設改良費	208,024千円	21,630千円	229,654千円
支出合計	2,022,112千円	21,630千円	2,043,742千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	14,900千円		14,900千円
特定環境保全公共下水道事業	99,600千円		99,600千円
流域下水道事業	39,000千円		39,000千円
農業集落排水事業	43,800千円		43,800千円
林業集落排水事業	2,400千円		2,400千円
個別合併浄化槽設置事業	3,100千円		3,100千円
災害復旧事業		7,200千円	7,200千円
資本費平準化債	300,000千円		300,000千円
計	502,800千円	7,200千円	510,000千円

令和6年4月3日提出

南砺市長 田中幹夫

令和6年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

収益の支出

支出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2 農業集落排水事業費用			530,447	968	531,415	
	1 営業費用		504,614	968	505,582	
		2 浄化センター・処理場費	133,611	968	134,579	工事請負費

資本的收入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業資本的収入			718,361	21,627	739,988	
	1 企業債		453,500	7,200	460,700	
		1 企業債	453,500	7,200	460,700	災害復旧事業
	4 補助金		33,000	14,427	47,427	
		3 国庫負担金	0	14,427	14,427	災害復旧費国庫負担金

支出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業資本的支出			1,653,253	21,630	1,674,883	
	1 建設改良費		208,024	21,630	229,654	
		5 災害復旧事業費	0	21,630	21,630	委託料 工事請負費 1,148 20,482

令和6年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書  
 （令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	△7,991
減価償却費	1,649,592
貸倒引当金の増減額(△は減少)	15
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	187,756
未収金の増減額(△は増額)	△9,274
未払金の増減額(△は減少)	2,750
引当金の増減額	167
仮受金の増減額	27
長期前受補助金等戻入額	△477,554
長期前受補助金等消費税収益額	△9,685
固定資産除却費	15,502
小計	1,351,303
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△187,756
計	1,163,549
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△284,420
無形固定資産の取得による支出	△35,579
国庫補助金等による収入	77,427
受益者負担金及び分担金による収入	2,518
工事負担金による収入	41,092
未払金の増減額(△は減少)	20,000
計	△178,962
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	210,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,498,694
その他の企業債による収入	300,000
その他の企業債の償還による支出	△161,971
その他の他会計借入金の償還による支出	△17,648
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	1,000
他会計からの出資による収入	200,353
他会計からの補助金による収入	14,168
計	△953,792
現金及び現金同等物の増減額	30,795
現金及び現金同等物の期首残高	613,035
現金及び現金同等物の期末残高	643,830



承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、南砺市税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年4月3日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

専決第3号

南砺市税条例の一部改正について

南砺市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市税条例の一部を改正する条例

令和6年3月30日

南砺市条例第18号

南砺市税条例（平成16年南砺市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の

県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に

満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人

の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する

税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得



割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額は無いものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1

日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中第14項を削り、第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を

同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令

和 8 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並び

に附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例の規定による改正後の南砺市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和6年4月3日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

専決 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
2	令和6年1月28日に南砺市信末地内で発生した車両の破損事故	南砺市在住1名	市が支払う額 7,371円	令和6年 2月15日